

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険 保険証更新・保険料などの お知らせ

国保 後期 介護

保険料の賦課決定通知書を送付します

7月中旬に国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の賦課決定通知書を送付します。

第1期の納期限は、7月31日(水)です。年金から差し引きされている人は、4・6月に2月の保険料額と同額が仮徴収されています。

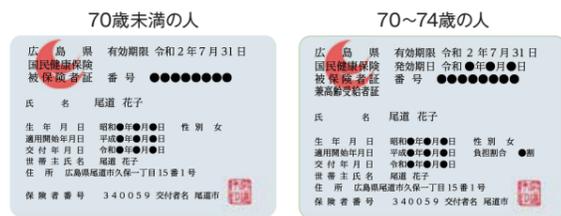
国民健康保険料の賦課決定通知書は、世帯主宛に送付します。

☎市民税課 (☎0848-38-9145)

国保 保険証と限度額適用認定証などの更新時期です

■被保険者証(保険証)

8月1日(木)から使用する保険証(水色)を、7月末日までに郵送します。現在使用している保険証(紫色)は、8月1日以降に破棄してください。



■限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証

医療機関を受診するときに、保険証に添えて認定証を提示すると、支払い時の負担が限度額までになります。

現在の認定証の有効期限は7月31日(水)です。新しい認定証が必要な人は再度申請してください。

☑保険証、現在お持ちの認定証、来庁者の本人確認書類(免許証等)、世帯主と対象者のマイナンバーカードかマイナンバー通知カード等

※適用区分「オ」か「II」の認定後12カ月以内の期間の入院日数が90日を超えた場合、申請により食事代がさらに減額になります。該当者は入院日数が確認できる書類(領収書、入院証明書など)を持参してください。

申請場所 保険年金課、各支所(御調地域は御調保健福祉センター)

☎保険年金課 (☎0848-38-9142)

後期 保険証と限度額適用認定証などの更新時期です

■被保険者証(保険証)

8月1日(木)から使用する新しい保険証(橙色)を7月末日までに広島県後期高齢者医療広域連合から送付します。現在使用している保険証(水色)は、8月1日以降に破棄してください。



■限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証

医療機関を受診するときに、保険証に添えて提示すると、支払い時の負担が限度額までになります。

今までに認定証の手続きをしたことがあり、今年度の所得区分が非課税世帯か課税世帯(現役並み所得者IとIIに限る)の人は、保険証に同封されます。

☎保険年金課 (☎0848-38-9135)

広島県後期高齢者医療広域連合 (☎082-502-3010)

介護 介護保険負担限度額認定証の更新時期です

介護保険施設に入所したときや、短期入所サービスを利用したときに、申請により食費・居住費の負担を軽減します。

現在の認定証の有効期限は7月31日(水)です。新しい認定証が必要な人は、再度申請してください。

☑要介護・要支援認定を受けている人で、次のすべてに該当する人か、生活保護受給者

- ①本人と世帯全員(世帯分離している配偶者含む)が市民税非課税
- ②預貯金等が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下

☑印鑑、本人と配偶者のすべての預貯金通帳等の写し(金融機関・支店名、口座番号・名義名、申請日前2カ月の残高(非課税年金を含む年金振込履歴)のわかるもの) ※初めての申請も随時受け付けています。

申請場所 高齢者福祉課、各支所(御調地域は御調保健福祉センター)

☎高齢者福祉課 (☎0848-38-9118)

因島福祉課 (☎0845-26-6221)

国保 国民健康保険料の賦課限度額等が変わります

■国民健康保険料の賦課限度額の変更

医療分の賦課限度額が、今までの58万円から61万円になります。介護分を含む賦課限度額の合計は、93万円から96万円になります。

■被扶養者だった人に対する軽減の経過措置の変更

社会保険や共済組合等の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、被扶養者だった人(国保加入時に65歳以上の人)が国保に加入した場合に、均等割額や平等割額が5割軽減となる経過措置は、資格取得後2年間に限られることとなりました。

※低所得者に対する軽減に該当する人は、軽減割合が大きい方を適用します。

☎市民税課 (☎0848-38-9145)

後期 後期高齢者医療制度の低所得者に対する均等割額の軽減措置が一部変わります

世帯内の後期高齢者医療制度被保険者全員と世帯主の平成30年中の所得の合計額	軽減後の均等割額	
	改正前(平成30年度)	改正後(令和元年度)
33万円以下	世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下・その他所得なし 9割軽減 4,550円/年	8割軽減 9,100円/年
上記以外	8.5割軽減 6,825円/年	8.5割軽減 6,825円/年

※令和元年度に8割軽減に該当する人は、介護保険料の軽減(市民税非課税世帯のみ)や、年金生活者支援給付金の支給(①65歳以上で老齢基礎年金を受給中②市民税非課税世帯③前年の年金収入額と所得額の合計が879,300円以下)の対象となる場合があります。

■被扶養者だった人に対する軽減の経過措置の変更

後期高齢者医療制度へ加入する前に、社会保険等の被扶養者だった場合に、均等割額が5割軽減となる経過措置は、資格取得後2年間に限られることとなりました。

※低所得者に対する軽減に該当する人は、軽減割合が大きい方を適用します。

☎市民税課 (☎0848-38-9145)

国保 後期 国民健康保険料と後期高齢者医療保険料の軽減判定基準が一部変わります

国民健康保険料と後期高齢者医療保険料の軽減判定基準が一部変わります

5割・2割軽減について、軽減の対象所得の基準が拡充されました。

軽減率	世帯主と被保険者全員の前年中の所得金額の合計	
	改正前(平成30年度)	改正後(令和元年度)
5割	33万円+(27万5千円×被保険者数)以下	33万円+(28万円×被保険者数)以下
2割	33万円+(50万円×被保険者数)以下	33万円+(51万円×被保険者数)以下

☎市民税課 (☎0848-38-9145)

介護 65歳以上の低所得者の介護保険料が軽減されます

区分	対象者	保険料額(年額)	
		改正前(平成30年度)	改正後(令和元年度)
第1段階	●生活保護の受給者 ●老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人 ●世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)と課税年金収入額との合計が80万円以下の人	32,300円	26,900円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)と課税年金収入額との合計が120万円以下の人のうち、第1段階以外の人	48,900円	39,900円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額(公的年金等に係る雑所得を除く)と課税年金収入額との合計が120万円を超える人	54,600円	52,800円

※合計所得金額がマイナスの場合は0円で計算。

☎市民税課 (☎0848-38-9145)

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。日時・期間 申込方法 申込先 場所 対象 内容 定員 料金 持ち参物 電子メール ホームページ